

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（3件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 38歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和4年5月12日

4 処分理由

令和元年5月20日午後2時12分頃から同日午後2時32分頃までの間、勤務校において、動画撮影状態にしたスマートフォンを入れた段ボール箱を設置し、着替え中の当時同校生徒を動画撮影した。

また、令和3年9月22日午前7時17分頃、駅構内のエスカレーターにおいて、動画撮影状態にした同スマートフォンを、前方にいた女性のスカート内に差し向け、同スカート内の下着等を動画撮影した。

※ 本件については、氏名等を公表することにより上記生徒が特定される可能性があることから、生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 43歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職3月

3 発令年月日

令和4年5月12日

4 処分理由

勤務校校長から、生徒との私的なSNS等を通じたやり取りは禁止であると指導を受けていたにもかかわらず、令和3年4月下旬頃から同年7月31日頃までの間に、自宅において、当時同校生徒に対して、スマートフォンを使用して、不適切な内容のメッセージを送信した。

また、同年6月12日から同年7月24日までの間の8日間に、自宅に招き入れた同生徒と二人きりの状況で、手を握る、頭を触る等の行為を行った。

さらに、同年8月3日、同校副校長から聞き取りを受けた際、同スマートフォンに保存されていた同生徒とやり取りしたメッセージを全て消去した。

III

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 46歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和4年5月12日

4 処分理由

令和3年5月26日から同年10月5日までの間に、自宅から勤務校付近の公園までの区間において、同校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法である自動二輪車による通勤を計29回行い、通勤手当28,058円を不正に受給した。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）